

入会金及び会費に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人兵庫県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という。）の定款第7条の規定に基づき、入会する社員が支払うべき入会金及び社員が支払うべき会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は、金10万円とする。

2 入会を承認された者は、入会金を本協会に納入しなければならない。

(会費)

第3条 会費は、1月当たり金2,000円とする。

(会費の納入)

第4条 社員は、次の各号に掲げる期の最初の月の末日（以下、「納入期日」という。）までに、当該期分の会費を納入しなければならない。ただし、全期分の会費を一括して上期の最初の月の末日までに納入することができる。

- (1) 上期 7月から12月までの6箇月
- (2) 下期 翌年1月から6月までの6箇月

(入会金及び会費の不返還)

第5条 既に納入した入会金及び会費は返還しない。

2 既に納入した会費のうち、退会した翌月以降の会費は返還するものとする。

(会費の延納及び免除)

第6条 社員が疾病又は災害により会費の納入が困難な事由が生じたときは、当該社員の申出により、理事会は、決議をもって会費の延納又は免除をすることができる。

(会費の催告)

第7条 社員が第3条に規定する会費を第4条に定める納入期日から3箇月以上納入しなかったときは、理事長は、定款第10条第2号の規定により社員資格を喪失する旨を付記してその支払いを催告する。

(会計区分)

第8条 入会金及び会費にかかる収入は、法人会計に区分するものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、本協会の設立の登記の日から施行する。
(入会金及び会費に関する規則（昭和60年11月5日施行）の廃止)
- 2 入会金及び会費に関する規則（昭和60年11月5日施行）は廃止する。

(会費の特例)

- 3 令和2年7月から令和3年6月までの12か月分の会費については、第3条から第7条までの規定にかかわらず、納入不要とする。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和4年9月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和7年9月5日から施行する。